

石川県公報

平成31年3月19日

第13190号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		○予防接種を行う医師に係る公告 (同) 8
○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査の実施 (農業安全課) 1		○予防接種を行う医師に係る公告 (同) 8
○一般国道の区域の変更 (道路整備課) 4		○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 9
○県道の区域の変更 (同) 4		○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 9
○一般国道の供用の開始 (同) 4		○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課) 9
○県道の供用の開始 (同) 5		○土地区画整理組合の解散認可公告 (同) 9
○道路の占用を制限する区域の指定 (同) 5		○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (公園緑地課) 10
公 告		○入札公告 (警察本部) 10
○入札公告 (県民交流課) 5		
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) 6		

告 示

石川県告示第99号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を実施する。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1 ブルセラ病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第9条第2項に規定する方法

第2 結核病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

省令第9条第2項に規定する方法

第3 ヨーネ病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- (3) その他、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

省令第9条第2項に規定する方法

第4 伝達性海綿状脳症

1 実施の目的

感染牛の摘発及び地域における清浄性の確認のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

省令第9条第2項に規定する方法

第5 豚コレラ

1 実施の目的

発生予察のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

第6 高病原性鳥インフルエンザ

1 実施の目的

発生予察のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清抗体検査(エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応)及びウイルス分離検査

第7 腐蛆病

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている蜜蜂
 - 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査
- 第8 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱
- 1 実施の目的
発生予察のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛
 - 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査
- 第9 オーエスキー病
- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
 - 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査
- 第10 豚繁殖・呼吸障害症候群
- 1 実施の目的
発生予防（抗体保有状況の把握）のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
 - 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査
- 第11 豚流行性下痢
- 1 実施の目的
発生予防（抗体保有状況の把握）のため
 - 2 実施する区域
県内全域

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県外導入豚及び実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 実施の期日
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成31年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	羽咋市一ノ宮町レ94番1地先から 羽咋市一ノ宮町ツ176番14地先まで	旧	8.30~28.24	180.3	羽咋土木 事務所 維持管理課
		新	10.03~28.24	180.3	

石川県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成31年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
珠洲里線	珠洲市若山町上山老八字44番1地先から 珠洲市若山町上山老八字52番1地先まで	旧	5.74~14.46	84.9	珠洲土木 事務所 維持管理課
		新	11.10~25.56	84.9	
大谷狼煙 飯田線	下記区間を道路区域に編入する。 珠洲市蛸島町キ部82番1地先から 珠洲市正院町川尻あ部77番2地先まで		7.63~65.50	2,625.0	〃
柳田里線	輪島市里町参五字105番1地先から 輪島市里町参五字112番1地先まで	旧	5.88~17.52	190.5	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.24~23.42	190.5	

石川県告示第102号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成31年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
249号	羽咋市一ノ宮町レ94番1地先から 羽咋市一ノ宮町ツ176番14地先まで	平成31年3月19日	羽咋土木 事務所 維持管理課

石川県告示第103号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成31年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
珠洲里線	珠洲市若山町上山壱八字44番1地先から 珠洲市若山町上山壱八字52番1地先まで	平成31年3月19日	珠洲土木事務所維持管理課
柳田里線	輪島市里町参五字105番1地先から 輪島市里町参五字112番1地先まで	〃	奥能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
 なお、その関係図面は、平成31年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	羽咋市一ノ宮町レ94番1地先から 羽咋市一ノ宮町ツ176番14地先まで	羽咋土木事務所維持管理課
県道	珠洲里線	珠洲市若山町上山壱八字44番1地先から 珠洲市若山町上山壱八字52番1地先まで	珠洲土木事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月19日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

広報誌「ほっと石川」（第92号から第95号まで）県内全世帯配布委託業務

(2) 業務内容

広報誌「ほっと石川」(第92号から第95号まで) 県内全世帯配布業務を委託する。

(3) 履行期限

広報誌「ほっと石川」第92号については平成31年4月10日まで。第93号から第95号までについては県の発注を受けた印刷業者から受け取った日から起算して10日以内。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 県内に本社又は営業所を有する者であること。
- (4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県県民文化スポーツ部県民交流課広報広聴室
電話番号 076-225-1362

- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付

5 入札の日時及び場所

平成31年3月27日(水) 午前11時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎10階 1011会議室(入札後、即時開札する。)

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札に参加する者に要求される義務
入札者は、当該業務を別途指定する日時及び場所に納入することができることを証明する書類を平成31年3月25日(月)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及

び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
岩 田 章	県内全域	金沢市三馬2丁目251番地 金沢赤十字病院
久 田 幸 正	〃	〃
長 井 英 夫	〃	〃
濱 口 えりか	〃	〃
杉 田 光 洋	〃	〃
森 岡 健	〃	〃
金 子 千 束	〃	〃
下 村 修 治	〃	〃
中 川 浩 実	〃	〃
中 野 博 人	〃	〃
近 藤 恭 夫	〃	〃
佐 伯 啓 吾	〃	〃
寺 田 七 朗	〃	〃
松 岡 寛 樹	〃	〃
三 宅 泰 人	〃	〃
中 川 詩 織	〃	〃
西 村 泰 行	〃	〃
徳 久 英 樹	〃	〃
齊 藤 弥 束	〃	〃
二 上 文 夫	〃	〃
西 島 弘 二	〃	〃
松 井 大 輔	〃	〃
守 護 晴 彦	〃	〃
梶 喜一郎	〃	〃
西 川 智 貴	〃	〃
三 浦 雅	〃	〃
中 本 安 成	〃	〃
中 村 隆	〃	〃
小 川 恵 子	〃	〃
井 口 雅 史	〃	〃
石 川 聡 子	〃	〃
熊 野 宏 一	〃	〃
木 村 浩 明	〃	〃
阿 部 健 作	〃	〃
本 保 喜 康	〃	〃
山 田 光 興	〃	〃
井 上 雅 之	〃	〃
内 山 佳 代	〃	〃
浅 地 直	〃	〃
中 村 勝 彦	〃	〃
木 本 達 哉	〃	〃
吉 尾 里 夏	〃	〃
川 原 繁	〃	〃

伊川友香	〃	〃
小中弘之	〃	〃
大酢和喜夫	〃	〃
水上勇治	〃	〃
濱浪嘉登	〃	〃
稲葉貴宏	〃	〃
戸部勇保	〃	金沢市畝田3丁目562 とべ内科クリニック
川崎靖貴	〃	輪島市水守町中ノ瀬4-8 医療法人社団伊藤医院
真柄亮太	〃	鳳珠郡穴水町字川島夕の8番地 公立穴水総合病院
森河万莉	〃	羽咋市的場町松崎24番地 公立羽咋病院
西部泰弘	〃	小松市園町ホ140番4 にしぶクリニック 皮ふ科・形成外科
木場由希子	〃	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険 小松市民病院
蔵島乾	〃	〃
上田宰	〃	〃
田辺命	〃	〃
米澤淳	〃	小松市瀬領町丁1番地2 小松子ども医療福祉センター
岡島英明	〃	七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック
寺島良	〃	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院
須田拓也	〃	〃
加治貴彰	〃	〃
唐島成宙	〃	〃
吉尾隆利	〃	〃
鈴木信博	〃	〃
青野大輔	〃	〃
山田遥平	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
清水雄三	県内全域	金沢市疋田1丁目213番地 かがやきクリニック
清水真実	〃	〃
野口晃	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
稲 坂 暢	県内全域	小松市八幡イ12番地7 特定医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター

予防疫種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
桑 原 陽 祐	珠洲市野々江町ニ部1番地1 珠洲市総合病院	平成31年1月31日
高 野 信太郎	羽咋郡宝達志水町子浦口11番地1 町立宝達志水病院	平成30年3月31日

予防疫種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
高 田 智 司	珠洲市野々江町ニ部1番地1 珠洲市総合病院	平成31年2月28日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
七尾市万行地区土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
七尾市万行町34部25番地1
- 3 設立認可の年月日
平成8年3月5日
- 4 変更認可の年月日
平成31年3月11日
- 5 変更の内容
事業施行期間
平成8年3月12日から平成33年3月31日まで

土地区画整理組合の解散認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

組 合 の 名 称	解 散 認 可 年 月 日
小 松 市 沖 周 辺 土 地 区 画 整 理 組 合	平 成 31 年 3 月 11 日
野々市市柳町土地区画整理組合	〃

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事 業 地
七尾都市計画公園事業 9・6・1号 能登歴史公園	石 川 県	七尾市本府中町ソ27番 9 中能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名
定期健康診断に係る単価契約
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 予定受診者数
1,330人
- (4) 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成31年3月26日(火)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成31年3月27日(水)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成31年3月28日(木)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成31年3月28日(木)午後2時00分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

- (1) 入札金額は、1(1)の定期健康診断1人当たりの単価額を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名

石川県警察学校給食業務委託

- (2) 業務内容

入札説明書による。

- (3) 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）又は平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成31年3月26日（火）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成31年3月27日（水）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成31年3月28日（木）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成31年3月28日（木）午後2時10分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名
科学捜査関連鑑定装置保守点検業務委託（契約は、別表に定める案件ごとに行う。）
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）又は平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成31年3月26日（火）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成31年3月27日(水)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成31年3月28日(木)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成31年3月28日(木) 石川県警察本部庁舎2階 入札室(開札時間は、別表のとおり。)

6 入札方法

入札は、別表に定める案件ごとに行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

別表

	案 件	開札時間
1	フラグメントアナライザー(3130x1, 3500x1)装置保守点検業務委託	午後2時20分
2	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置保守点検業務委託	午後2時30分
3	ガスクロマトグラフ質量分析装置(QP2010)保守点検業務委託	午後2時40分
4	ガスクロマトグラフタンデム質量分析装置(Scion TQ)保守点検業務委託	午後2時50分
5	多機能ガスクロマトグラフ(質量分析装置付)保守点検業務委託	午後3時00分
6	キャピラリー電気泳動質量分析装置保守点検業務委託	午後3時10分
7	トリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託	午後3時20分

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名

東京航空計器製速度違反自動取締装置保守業務委託

- (2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）又は平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成31年3月26日（火）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成31年3月27日（水）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成31年3月28日（木）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成31年3月28日（木）午後3時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除